

加藤内科広報新聞 2月号

立春を迎えたとはいえ、寒さが厳しく感じます。
季節の変わり目は、体調も崩れやすくなりますので、
健康管理に気をつけて下さい。



高齢受給者証が新しくなります。

**現在、窓口負担が1割の高齢受給者証をお持ちの方は、
有効期限が、H22年3月31日までとなっております。**

4月から2割負担になる予定でしたが、“来年3月まで1割”と据え置きになりました。
但し、所得の変更や、住所異動により世帯構成が変更になった場合などは、
負担割合が1割から3割に変更になる場合もあります。
順次新しい保険証が区役所より発送されます。
新しい保険証が届きましたら、窓口までご提出をお願いします。
※窓口負担が3割の高齢受給者証をお持ちの方の変更はありません。

毎月月初めには保険証のご提示をお願いします。

最近、鼻水が止まらない、目がかゆいなどの症状で

お困りではありませんか？

2月ごろからスギ、ヒノキなどの花粉が原因となってくしゃみ、鼻水、
鼻づまり、目のかゆみなどのアレルギー症状が現れることがあります。
花粉症、または季節性アレルギー鼻炎とも言われています。
ある年、突然発症する場合がありますし、
毎年この時期になると悩まされる方も少なくないと思います。

治療には、かゆみを引き起こすヒスタミンの作用を阻止する
抗アレルギー薬を続けて服用します。
また採血で、アレルギー体質なのか、こういった物で症状が現れるのか
などを調べることも出来ます。

日常生活では、規則正しい生活を心がけ、外出時にはマスク、メガネの着用、帰宅したら
家に入る前に、衣類に付いた花粉を払い、出来るだけ室内に花粉が入らないようにしましょう。



症状が治まったといっても、花粉症が治ったわけではありません。
花粉症は根気よく治療を続ける事が大切です。まずはかかりつけ医にご相談下さい。

確定申告で医療費が控除の対象になります。

今年も2月16日から確定申告が始まりました。

1年間に支払った医療費が10万円以上かかった。

または10万円以下でも年間所得(給与所得控除後の金額)の5%を超えた場合、確定申告をすると、税金の一部が還付される場合があります(医療控除)。

生計を共にする親族(同一世帯の家族)なら、「家族の医療費」として合算して申請が出来ます。

医療控除の対象となるもの

医院、病院にかかった治療費

薬局で院外された(院外処方)のお薬代

治療目的のための市販薬

通院にかかった交通費(電車、バスなどの移動が困難なため利用したタクシー代)

あんま、鍼灸師などによるマッサージ

在宅療養の費用

介護保険を利用したサービス(デイサービス、ホームヘルパーなど)

医療用器具の購入費 など



但し、健康診断、自家用車で通院した時のガソリン代や入院時の差額ベッド代など対象にならない場合もあります。

また、生命保険会社等からの入院給付金などは合計額から差し引いて申告して下さい。

申請には領収証が必要ですので、紛失されないように大切に保管して下さい。

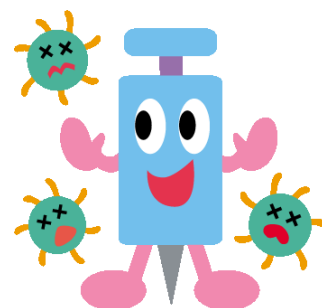
当院では、“領収証の保管が難しい”とおっしゃる方には、毎回領収証を発行せずに、月間領収証や年間領収証の発行も出来ますので、ご希望の方は、受付までお声をかけて下さい。

新型インフルエンザ予防接種受付しています。

1月25日から、一般の方も接種が始まり、すべての方に受けて頂けるようになりました。ワクチンが無くなり次第終了となりますので、ご希望の方はお早めに受付までお申し込みください。

予約制になりますので、詳しくはスタッフにお聞きください。

※季節性インフルエンザ予防接種はワクチンの在庫が無くなりましたので、終了とさせていただきます。申し訳ございませんがご了承ください。



次回 3月20日発行